

ロシア工場統計についての一考察

富 岡 庄 一

I はじめに

革命前ロシアにおける工業の展開過程を研究する場合、基礎的な資料のひとつとなるのが工場統計 *Фабрично-заводская статистика* である。これは、工場主 *Фабрикант*, *Заводчик* が法律の定めに従って監督官庁に定期的に提出する報告を典拠として作成された公式統計である。政府出版の工業統計 *Промышленная статистика* としては、他に、県知事の年次報告を要約したもの、大蔵省や内務省の部局が独自に行なった調査をまとめたもの、工業博覧会用に特に編集されたもの等がある。しかしこれらは、信憑性の点で、工場統計に劣るとされている。つまり、第1次データの収集にあたった役人や公的機関の、統計調査に対する理解度に大きなひらきがあったため、作成された統計の信頼度がまちまちであること、そして第1次データの出所が多様で、しかもそれら数値が無批判に取り入れられる傾向があったこと、等の欠点があげられている⁽¹⁾。従って、すでにレーニンが、他の工業統計と比べてこの工場統計を比較的高く評価し、『ロシアにおける資本主義の発展』(邦訳『レーニン全集』、第3巻所収) を執筆するに際し、主要な資料のひとつとして使用したのである。それ以後も工場統計は、ロシア経済史研究の重要な資料として位置づけられている⁽²⁾。

とはいっても、工場統計にまったく問題がないわけではない。むしろ多くの欠陥を含んでいたというのが実情である。それについては、当時の統計学者や統計編纂者自身が述べ、またレーニンも論文「わが国の工場統計の問題によせて」(邦訳『レーニン全集』、第4巻所収) や『ロシアにおける資本主義の発展』の第7章で指摘し、最近は、Ю. Я. ルィバコフがその著『19世紀ロシアの工業統計』⁽³⁾ で検討を加えている。他

にも多くの研究者が、工場統計の欠陥とその原因について論じている⁽⁴⁾。しかしこれまでの研究は、工場統計の欠陥とその原因を指摘し批判を加えはしても、その考察にもとづいて工場統計を実際に加工・分析するという側面が弱かった⁽⁵⁾。換言すれば、貴重な資料といわれる工場統計を全面的に加工・分析して、ロシア経済史研究に利用するという観点から、その欠陥と原因を検討し、その上で欠陥を可能な限り克服する試みがあまりなされなかつたように思われる。

本稿の課題は、その試みを多少なりとも果そうとすることがある。従って本稿は、『工場案内』⁽⁶⁾、『工場目録』⁽⁷⁾といった、19世紀後半～20世紀初頭の工場統計を、具体的に加工・分析するための前段階としての位置づけを与えられるものである。

〔註〕

- (1) 邦訳『レーニン全集』大月書店、第3巻、478ページ、484～5ページ。
Ю. Я. Рыбаков. Промышленная статистика России 19 в. М., 1976, стр. 235-7, 244-5.
- (2) Справочники по истории дореволюционной России. Изд. 2-е, М., 1978, стр. 129-30.
- (3) Ю. Я. Рыбаков. Промышленная статистика России 19 в. М., 1976.
なお、ルイバコフ氏の業績は他に次のものがある。
Программа и организация сбора сведений по мышленной статистике России 18-19 веков (Ведомости фабрик и заводов). «Археографический ежегодник за 1964 г.», М., 1965.
Отчеты М-ва внутренних дел начала 19 в. как источник по истории обрабатывающей промышленности России. «Труды Московского государственного историко-архивного института», т. 24, 1966.
Методы проверки достоверности ведомостей фабрик и заводов России 19 в. «Источниковедение отечественной истории», вып. 1, М., 1973
- (4) ここでいちいち名前をあげないが、『Вестник статистики』や『Очерки по истории статистики СССР』の各号、各集に掲載された諸論文をはじめ、多くの研究がある。しかし、管見の限りでは、これから取上げようとする問題点については、本文で示したレーニンの論文・著作とルイバコフの著書が大体カバーしていると思われる。よって本稿では、主としてレーニンとルイバコフとの研究に依拠しつつ論を進めてゆく。
- (5) 但し、19世紀前半のロシアについては、我国にすぐれた研究がある。
有馬達郎『ロシア工業史研究』東大出版会、1973年

ロシア工場統計についての一考察

- (6) Указатель фабрик и заводов Европейской России с Царством Польским и Великим Княжеством Финляндским. [За 1879 г.]. Спб., 1881.
- Указатель Фабрик и заводов Европейской России. [За 1890 г.]. Изд. З-е. Спб., 1894.
- (7) Список фабрик и заводов Европейской России. Спб., 1903.

II 工場統計の欠陥とその原因

工場統計が孕む欠陥については、從来次の諸点が指摘されている。

①全工業部門が单一の統計に包括されていない。つまり、間接税の賦課される製造業を収録する統計、賦課されない製造業の統計、鉱山冶金業（製鉄業を含む）の統計などが個々に作成された。しかも、各統計でそれぞれの収録分野が明確に区別されておらず、他の分野の工場が部分的に含まれている。例えば、製造業の統計に鉱山冶金業の工場が混入している⁽¹⁾。

②第1次データの加工・要約方法が統計によってまちまちである⁽²⁾。例えば、工業部門の分類法が異なっている⁽³⁾。

③生産規模に関する数値が、一般に過少に表示される傾向がある⁽⁴⁾。

④大規模な工場でも脱落しているものがある⁽⁵⁾。

⑤労働者数について、作業場⁽⁶⁾内と作業場外との区別がない⁽⁷⁾。これは、問屋制度が広く普及していた業種では重要な問題である⁽⁸⁾。

⑥年間生産額について、生産物の価額と原料の加工費とが区別されていない⁽⁹⁾。

⑦統計によって、業種によって、地域によって、そして年度によって収録される工場の範囲（特に下限）が異なる⁽¹⁰⁾。つまり、多数の零細規模の作業場が、とりわけ「農業および農民的営業に密接な関係のある産業部門（製粉、搾油、煉瓦製造、皮革製造、陶器製造、その他）で」⁽¹¹⁾不比例的に混入している。これは、工場数を比較する場合に致命的な障害である。

最後の第7番目の点は、工場統計の最大の欠陥とみなされている⁽¹²⁾。では、それら欠陥の原因はどこにあったのだろうか。

欠陥①と②の原因は、工業作業場の監督業務が種々の官庁に分掌されていたことにある⁽¹³⁾。例えば、19世紀後半の或る時期には、間接税非課税業種は大蔵省商工局が、間接税課税業種は不定額税務局⁽¹⁴⁾が、鉱山冶金業は鉱山局が管轄していた。工場主の報告はそれぞれの所管官庁に送られ、各官庁が独自に工場統計を作成したのである。しかし、「諸官庁の管轄の境界はかさなりあっていることがあるし、その境界は変更されることも」⁽¹⁵⁾あった。また、ひとつの工場の中で、鉄物部門が鉱山局の管轄、鉄製品の製作部門が商工局の管轄という事例もあった⁽¹⁶⁾。このように分掌境界が不明確だったことも手伝って、他の分野の工場が部分的に混入したのである。

③と④の欠陥の原因は、第1次データの入手が「特別の統計員が行う一斉調査によってではなく、工場主に質問票を配布して記入させるという方法」⁽¹⁷⁾によっていたこと、そして工場主の記載事項を点検しかつ確実に回収する制度が不備であったことにある。工場主は、一般に生産規模（特に金額表示）を過少に報告する傾向があった。それは税金の増徴を恐れたからである⁽¹⁸⁾。また当時の工場主は、文盲の者が少なくなく、企業内の簿記が不備で、そのため製品の量や価額について正確な数字を把握していない場合がままあった⁽¹⁹⁾。その上、工場主の報告を点検する制度は長い間整備されず、地方の役人や公的機関は工場報告を中央官庁に形式的に取継ぐだけだったのである。

欠陥⑤、⑥、⑦の原因としては、調査要項の不備があげられる。それは、何よりもまず、報告を提出すべき工場の定義がまったくなされていなかったことにあらわれている⁽²⁰⁾。その結果、「県の行政機関や郡の行政機関さえもが、この術語をきわめて種々さまざま」⁽²¹⁾に解釈し、報告を提出する工場の下限が地域や業種によって種々異なることになった。そして工場報告を要約・加工する際にも、どの範囲までの作業場を「工場」として統計に収録すべきかが、まったく考慮されなかったか又はきわめて不十分だったのである。また調査要項には、作業場内の労働者と作業場外のそれ、生産物の価額と原料の加工費とが長い間区別されていなかった。それに調査票の多くの部分は、文章による記述方式を採

ロシア工場統計についての一考察

用していて、正確なデータを遺漏なく収集するのに不適当であった⁽²²⁾。調査項目についての詳しい説明がなく、記入者の不理解のため、そこが空白のままに残されるということもあったようである。

さて、以上述べた諸原因は互いに密接な因果関係を持っていて峻別しえないが、一応、第1次データの収集・点検をめぐる制度上の問題と、工場統計における最大の欠陥の原因とされる工場の定義に関する問題とに区分しよう。そして以下では、それぞれの問題点について、歴史的経緯をふまえつつ一層具体的に検討し、その中で諸欠陥を多少なりとも克服する可能性を探求することとする。

[註]

- (1) 邦訳『レーニン全集』(以下『全集』と略す), 第4巻, 35~6ページ
- (2) Ю. Я. Рыбаков. Промышленная статистика России 19 в. М., 1976, стр. 222.
- (3) 『全集』, 第4巻, 39ページ
- (4) 『全集』, 第3巻, 476ページ
- (5) Ю. Я. Рыбаков. Указ. соч., стр. 271-5.
- (6) 邦訳『レーニン全集』では、*заведение*を「経営」と訳しているが、本稿では「作業場」と訳す。なお、和田春樹氏は「事業所」と訳しておられる。
和田春樹「近代ロシア社会の発展構造(2)」(『社会科学研究』第17巻, 第3号, 1965年) 117ページ
- (7) 『全集』, 第4巻, 30ページ
- (8) 有馬達郎, 前掲書, 17ページ
- (9) 『全集』, 第4巻, 31ページ
- (10) 同, 7~14ページ, 31ページ
- (11) 同, 17ページ
- (12) これは、レーニンが、論文「わが国の工場統計の問題によせて」の中で指摘し、以来広く受け容れられている見方である。Ю. Я. ルィバコフも同様である。
- (13) 『全集』, 第4巻, 35, 35ページ
- (14) 原語は *Департамент неокладных сборов* である。訳語は、邦訳『レーニン全集』, 第3巻, 475ページの訳を用いた。
- (15) 『全集』, 第4巻, 10ページ
- (16) 同, 36ページ
- (17) 同, 36ページ
- (18) Ю. Я. Рыбаков. Указ. соч., стр. 221
- (19) Там же, стр. 71
- (20) 『全集』, 第3巻, 475ページ

- (21) 同, 475ページ
(22) 有馬達郎, 前掲書, 14~5 ページ

III 工場報告の内容と収集制度

ここでは、工場報告の内容と収集制度との歴史的変遷を検討する中で、工場統計の欠陥の原因がどのように形造られ、また変化していったのかを明らかにし、そして欠陥を克服する可能性について考察を加えたい。

まず、工場報告は如何なる経路を経て中央官庁に集約されていったのか。それは歴史的にどのように変化したのだろうか。

政府による工場の全国的な統計調査の試みは、1724年1月31日の勅令 Указ に始まる。その勅令によれば、すべての 工業作業場 заведение の所有者は、年に2回、営業に関する報告書を関係官庁に提出せねばならなかつた。提出先は、製造業の場合は工業院 Мануфактур-коллегия 鉱山業が鉱業院 Берг-коллегия であった。報告書は、工場主自身が作成して、中央官庁である各院に直接提出し、次いで各院がそれらを取りまとめて元老院に送付した。そして、工場報告をもとにして、各院がそれぞれの管轄業種についての総括報告集を作成したのである⁽¹⁾。

こうして、工場主に報告書を作成させ、それを典拠として工業統計を編集するというスタイルが生み出された。と同時に、工場統計の欠陥の原因も、初発よりすでにあらわれている。すなわち、報告書を提出すべき工業作業場について明確な定義がなされず、ただ「すべての」としか示されていないこと、製造業と鉱山業とで報告書の提出官庁が異なり、それぞれの官庁で独自に工場統計が作成されたこと、そしてすべての工業作業場に報告書を提出するよう督励し、報告書の記載事項を点検する制度的保証が何ら与えられていないこと、以上である。

1724年の制度について当時看取された最大の困難は、工場報告が定められた期限内（1月と7月）に収集されないという点であった。その原因是、提出の回数が年2回と多すぎ、かつ工場主が中央官庁に直接提出するという方法をとっていたことにあった⁽²⁾。これらの難点を解決し、

ロシア工場統計についての一考察

工場報告の収集制度を一層整備すべく、根本的な改革がはかられるのが1804年である。

1804年6月30日に「県知事から内務大臣への工場報告の提出について」という特別勅令が出される。それによって、収集制度は次の2つの点で改変された。ひとつは、報告書の提出回数が年2回から年1回に減らされたこと、もうひとつは、報告書の収集業務に地方の行政・警察機関が深くかかわるようになったことである。つまり、まず地方の都市や郡の警察が、工場主から報告書2通（従来は1通であったが勅令は同じものを2通作成するよう求めていた）を回集する。警察は2通の報告書に、もし或る工場の報告書が欠落している場合にはその理由を、そして工場の新設届とを添附して、県当局に提出する。県当局は、報告書の記載事項を一応点検したうえで、1通を手元に置き、他の1通を毎年1月初めにペテルブルクの関係官庁に送付する。県当局は、手元の工場報告に各種の情報を加味して、県内の工業に関する全般的な情況報告書を作成し、県知事の名で内務省に提出した。こうして、工場報告収集の総括責任が県知事に課されることになる⁽³⁾。1804年の改革によって制定された収集制度は、1890年代半ばに一部変更が加えられるまで、19世紀を通じて基本的には維持される。

1804年の改革はどのような影響を与えたであろうか。提出回数を減らし、地方の官僚組織を動員することによって、報告書の回集率が上昇した。また報告書の1通を県当局にとどめておくことによって、地方でも工場に関する情報を掌握出来るようになった⁽⁴⁾。しかし、次のような問題点は依然として未解決のまま残されていた。第1に、相変わらず「すべての」工業作業場が報告書の提出を求められていて、工場に関する定義がまったく与えられていない。しかし当時の地方行政・警察組織ではすべての工業作業場を把握することなど不可能であった。その結果、零細規模の作業場が不比例的に混入したのである。また比較的大規模な工場について、そのすべてが網羅されたという保証はない。現に、信頼度が高いと言われる『工場案内』(1879年版)でも、そのような工場の脱落がみられる⁽⁵⁾。第2に、報告書に記載された事項を点検する機構が未整備であった。一応、県当局が報告書の点検にあたったが、きわめて形

式的であった。報告書の正確性は、大部分、工場主まかせだったのである。第3に、依然として、製造業と鉱山業とで報告書の提出官庁が異なり、それぞれの官庁が独自に工場統計を発行していた。この分散状態は、様々な行政改革で余曲折を経ながらも、19世紀を通じて基本的に変わらなかった。その間の情況について概観してみよう。

1724年の制度では、製造業部門の工場報告が工業院に提出された。その工業院は1803年に廃止され、業務が内務省の国家経済局工業支部 Отделение мануфактур экспедиции государственного хозяйства に引継がれる。なお、鉱山業は大蔵省の管轄であった。こうして、工場統計はまったく異なる省庁でそれぞれ作成されたのである。次いで工業支部は、1808年に工業局 Главное правление мануфактур（内務省）に改組され、さらに1811年に工業・内商局 Департамент мануфактур и внутренней торговли（内務省）に整理統合される。その工業・内商局は、1819年に大蔵省に移籍される。ここに、製造業も鉱山業も、管轄部局は異なるものの、大蔵省の下に包括されるようになる。工場統計がまったく別の省庁で作成されるという事態だけは解消されたのである。工業・内商局は、1864年に商工局 Департамент торговли и мануфактур となり、また1900年の商工局の改組で、製造業の監督業務は工業部 Отдел промышленности に引継がれ、従って製造業部門の工場報告は工業部が集約することになる⁽⁶⁾。但し、製造業のうち、間接税を課される業種（醸造業、タバコ製造業、製糖業、マッチ製造業、灯油精製業等）は、1863年以来、大蔵省不定額税務局の管轄下にあり、それら業種の工場報告は同局に提出されていた⁽⁷⁾。また、鉱山業の工場報告は、一貫して他の部局が集約していたのである。

さて、1804年の改革で成立した工場報告の収集制度は、1890年代半ばに一部変更される。すなわち、1894年に、それまでは地方の行政・警察機関が工場報告書の回集・点検にあたっていたのであるが、その業務に新たに工場監督官と県や州の機械技師が参加することになった。1895年の大蔵省の訓令によれば、彼等の任務は、県当局や警察と協力して報告書を回集し、通し番号をつけ、報告書に目を通して、誤りがある場合は書き直しをさせるか赤インクで修正し、生産指標・取引額・収入額の一

ロシア工場統計についての一考察

覧表を工場毎に添附し、そして報告書をひとまとめにして商工局に送付することであった⁽⁸⁾。

1890年代半ばの改革を如何に評価すべきであろうか。レーニンは否定的である。「資料が正確かどうかについての責任は、旧来どおり、工場主自身にある……。工場監督の代表者達は、すべての資料を点検しえなかつたばかりでなく、……それらの資料の同質性と比較可能性をも確保できなかつた」⁽⁹⁾のであると。確かに、制度が根本的に改善されたわけではない。地方の行政・警察組織も依然として報告書の収集にたずさわっていたし、工場統計を作成する官庁は分散したままであった。その意味では「中途半端な改革」⁽¹⁰⁾であった。しかし、後述するように、この改革によって調査項目が一層詳細でかつ具体的になったこと、および同じ時期に大蔵省自体が工場を定義する試みを開始することを考慮すれば、そして工場監督官の任務がかなり詳細に規定されている——但しそのとおり実行されたかどうかは別であるが——点に留意すれば、一概に「中途半端な改革」とみなすのには疑問が残る。これについては、後でまたふれるであろう。

次に、工場主はどのような内容の報告を求められたのであろうか。

工場主が定期的に提出する報告書を、工業統計の基礎的な典拠とする試みは、前述のように、すでに1724年にみられる。しかし24年の勅令では、報告すべき内容を、操業の状態や施設の整備・増強の経過と、漠然と定めただけであった⁽¹¹⁾。報告書の内容を具体的に規定するのが1736年11月7日の勅令で、それによって30年代には次の諸項目が記載されるようになる⁽¹²⁾。

1. 業種名 Род производства
2. 所有者の姓名・父称
3. 所在地
4. 報告書の提出日時
5. 土地・住宅の自己所有・借用の区別
6. 建物の用途と広さ、主要労働用具の数、原料・完成品の在庫量
7. 生産に投ぜられた「資本金」額
8. 半年間の生産量

9. 販路

労働者数の記載は希であった。また報告書の形式は、所定の欄に数字等を記入するのではなく、文章による記述式であった⁽¹³⁾。

1740年代以降、若干の報告書に、製品の名称と価格、労働用具の数、在庫量、半年間の生産量と価額などを表にしたもののが添附されるようになる。そして60~70年代に、一部の項目を所定の調査表欄に記入する様式の報告書が定着し、集計作業が比較的容易になる。それとともに、労働者の数と種類（自由雇用労働者、農奴労働者、外国人労働者等）も恒常に報告され始める⁽¹⁴⁾。

1804年の改革は、工場報告の収集制度を根本的に改造したが、報告の内容そのものを著しく改善したわけではない。1804年以後新たにみられる項目は、販売量（国内向と輸出向との区別）、原料の使用量と購入先、作業上の発明や改良等である⁽¹⁵⁾。むしろ重大な後退が認められる。つまり、記載事項から金額表示が削除されたのである。これは、工場主の強い反対を考慮したものであった⁽¹⁶⁾。というのは、当時、工業企業は「資本金」額に基づいて税金を徴収されたため、生産に投げられた「資本金」額をはじめ、それに関連する生産諸指標の金額表示に対して大きな抵抗があったからである。もっとも、1820年代半ば以降、使用原料や「流動資本」について金額表示が再び要求されることになる。また企業の設立年や創設者、その後の所有者の変遷等についての項目が加えられる⁽¹⁷⁾。こうして30年代を迎える。1830年代は、18世紀以来続けられてきた、調査項目の整備の過程が一応完成する時期であった。

1830年に、工場主が報告すべき内容を示した法律が制定される。それは、従来徐々に登場してきた項目に加えて、年間の生産額・販売額・在庫額、単なる労働用具の数だけでなく機械の種類と数、等を含んでいた。しかし今回も、金額表示に対する工場主の反発が激しかった⁽¹⁸⁾。そこで、1834年10月20日に新たな法律が採択されて、工場報告の内容に変更が加えられる。つまり、年間生産額の項目は残されたものの、販売された製品の量と価額、在庫の量と価額が削除されたのである。なお、機械の動力源に関する項目（蒸気力、水力、風力、馬力等）が新設された⁽¹⁹⁾。こうして形造られた工場報告の内容は、19世紀末まで、さほど

ロシア工場統計についての一考察

大きな変化を蒙ることなく持続するのである⁽²⁰⁾。

従って、当然のことながら、工場統計の収録事項もそれによって規定された。例えば、『工場案内』第3版（1890年版、出版は1894年）をみると、各工場毎に大体次の項目に関する記事が掲載されている。

- 工場名
- 所有者の名前と身分
- 所在地
- 建設年
- 年間の生産額
- 労働者数
- 蒸気機関の数と馬力数
- 主要労働用具・機械の種類と数
- 主要な製品の名称と量
- 付属施設（学校、病院等）

つまり、1890年代初頭においても、1830年代に一応整備された項目と大差なかった。但し、付属施設（学校、病院等）の項目は19世紀末葉になってあらわれてきたものである。『工場案内』第1版（1879年版、出版は1881年）には記載されていない。

さて、このような内容の工場報告を、前述の工場統計が有する諸欠陥と対照してみよう。すると、欠陥⑤と⑥は、まさに工場報告そのものの欠陥であることがわかる。つまり、工場報告の中で、労働者について作案場内と作業場外の区別、年間生産額について生産物の価額と原料の加工費との区別がなされていないのである。従ってこのような報告に依拠する工場統計を用いる限り、欠陥⑤と⑥の克服は不可能となる。

しかし、1890年代半ばの改革で、それらの欠陥の原因を解消する試みがなされる。つまり、収集制度の部分的改革にともなって、35の調査項目からなる新たな調査票が作成される⁽²¹⁾。それは次の諸点で従来のものと相違していた。工場の所在地が一層くわしく記入されるようになったこと、主要な生産業務だけでなく副次的な業務（例えば修理）も記載されること、自己所有の原材料を用いた生産と注文主によって提供された素材の加工とを区別したこと、卸売と小売とを区別したこと、使用燃

料の量・価額・種類、例えば石炭やコークス（国内産か輸入ものかの区別）、泥炭、石油、薪等の区別を記入すること、動力源とりわけ蒸気力については蒸気タービン、定置蒸気機関、移動蒸気機関の別を示し、また蒸気機関はその構造図、馬力数、蒸気圧、1分間の回転数、用途などを表にして添附するようになったこと、労働者について作業場内と作業場外の区別をしたこと、福祉厚生施設に関する説明が詳しくなったこと、そして、原料や完成品の輸送手段、原料の購入や製品の販売の時期、年間の労働日、1日の労働時間、労働者の性別と年令別、平均賃金、といった項目が新たに加わったこと、以上である⁽²²⁾。

こうして、報告内容が従来と比べてはるかに豊富になり、労働時間や賃金などの重要な項目が出現するだけでなく、欠陥⑤と⑥を克服する可能性がひらかれることになったのである。現に、90年代半ばの改革をふまえて、1900年に、大蔵省の工場審査官⁽²³⁾ B.E.ヴァルザールの指導の下、全ロシア工業調査が行なわれるが、その結果作成された工場統計⁽²⁴⁾では、従来の諸欠陥がかなり改善されている。つまり、労働者は作業場内と作業場外の別だけではなく、性別・年令別に分けられ、生産額は生産物の価額と原料の加工賃とに区別された。その意味で、1890年代半ばの改革は、工場統計の質を向上させる上で、やはり重要な意義を持っていたと思われる。但し、前述の如く、工業企業の監督官庁の分散状態、および第1次データの収集・点検制度が根本的に改められない限り、欠陥①、②、③、④の克服には限界があった。また、依然としてすべての作業場が報告書の提出を求められていたのである。

[註]

- (1) Ю. Я. Рыбаков. Указ. соч., стр. 26-7.
- (2) Там же, стр. 30
- (3) Там же, стр. 32-3
- (4) Там же, стр. 34-5
- (5) Там же, стр. 271-5
- (6) Там же, стр. 35-8
- (7) Там же, стр. 42
- (8) Там же, стр. 53-4
- (9) 『全集』、第4卷、6ページ
- (10) Ю. Я. Рыбаков. Указ. соч., стр. 55

ロシア工場統計についての一考察

- (11) Там же, стр. 26
 - (12) Там же, стр. 28
 - (13) Там же, стр. 28
 - (14) Там же, стр. 29
 - (15) 全項目は、有馬達郎、前掲書、12~13ページに示されている。有馬氏は、同書の第1章で、主として18世紀前半のツァーリ政府工業統計について検討しておられる。あわせて参照されたい。
 - (16) Ю. Э. Рыбаков. Указ. соч., стр. 34
 - (17) Там же, стр. 43
 - (18) Там же, стр. 43-5
 - (19) Там же, стр. 45
- 18世紀から1830年代までの報告内容の変遷、とりわけ労働者、機械、原動機等に関する項目の出現の経過は、当時のロシアにおける経済発展と関連させて考察すれば、きわめて興味ある問題である。しかしそれはここでの課題ではない。
- (21) Ю. Я. Рыбаков, Указ. соч., стр. 51
 - (22) Там же, стр. 52-3
 - (23) この官職については、荒又重雄『ロシア労働政策史』恒星社厚生閣、昭和46年、157ページを参照されたい。
 - (24) Статистические сведения о Фабриках и заводах по производствам, необложенным акцизом за 1900 год. Спб., 1903.
Список Фабрик и заводов Европейской России. Спб., 1903.

IV 工 場 の 定 義

まず最初に断っておくが、ここで言う「工場の定義」とは、資本主義的な機械制大工業に特徴的な工場の概念を厳密に確定するということではない。もちろんその問題と深い関連を持っているが、さしあたり「工場の定義」とは、当時の工場報告収集制度の下で、最低限どの範囲までの工業作業場が、比較的脱漏なく工場統計に収録されたか、その基準を確定することを意味する。

18・19世紀のロシアにおいて、工業作業場を指示する言葉はきわめて多様であった。明らかに手工業の作業場を示すと思われるものを除いても、фабрика, завод, заведение, мануфактура 等々がある。工業部門によって、慣習的に、作業場の呼び方が異なることもあった。例えば、繊維工業の作業場は фабрика や мануфактура, 皮革製造業、獸脂製造業、製鉄業では завод と⁽¹⁾。しかしそのような用法が定着して

いたわけでなく、それぞれの言葉が明確に使い分けられていなかった。もっとも、大体において、*заведение* が作業場一般を指す場合に用いられ、*фабрика* と *завод* が比較的大きな作業場を意味していた。後述のように、税制上は明らかにそうである。

この用語上の混乱は、工業に対する統計的調査にもあらわれている。監督官庁に報告書を提出しなければならないのは *заведение* の所有者であるが、その報告を典拠にして作成されるのは *Фабрично-заводская статистика* (工場統計) であった。つまり、すべての工業作業場 *заведение* のうち、報告書を提出したものが、自動的に工場 *Фабрика* と *завод* として統計に収録されたのである。その原因は、既述の如く、報告書を提出すべき工場が何ら定義されていなかった点にある。こうして長い間、工場統計における「工場」とは何かが不明確であった。

しかし、工場統計を編集する際に、収録する工場の範囲を限定する試みがまったくなかったわけではない。初期の例としては、『工場案内』第1版(1881年に出版)が、収録する工場の基準を年間生産額 2,000 ルーブリ以上としている⁽²⁾。この基準は第2版(1887年に出版)、第3版(1894年に出版)でも採用されている。また『大蔵省年報』は、1885年以降、年間生産額 1,000 ルーブリ未満の作業場を工場名簿から除外するようになった⁽³⁾。『ロシア工場工業資料集成』(1885年度版が1889年に出版)も年間生産額 1,000 ルーブリ未満の作業場をはぶいている⁽⁴⁾。以上の例は、工場の定義の指標を年間生産額に求めている。

1890年代半ば以後、工場に関するまったく新しい定義が工場統計にあらわれてくる。それは労働者数と機械設備とを指標にしたものである。そのきっかけとなったのが、1895年6月7日に大蔵省が出した通達であった。それは、すべての工業作業場のうち「15人以上の労働者を有するか、労働者数が15人未満でも、ボイラー、蒸気機関またはその他の機械的な原動機および機械、もしくは工場的設備を有する」⁽⁵⁾ ものを工場と定義していた。この通達は、以後の工場統計の編集に影響を与えたと思われる。『工場総覧』(1894/95年度版が1897年に出版)は、労働者数15人以上の工業作業場を収録している⁽⁶⁾。また、1900年の全ロシア工業調査の結果を典拠としてB.E.ヴァルザールが作成した統計表では、15人

ロシア工場統計についての一考察

以上の労働者を有するか又は機械的な原動機を備えている作業場を工場の基準としたのである⁽⁷⁾。

これら一連の基準について、レーニンはどのようにとらえていたであろうか。もちろん、工業作業場を「すべて記録することは、現在の人力と資力のもとでは（すなわち正確な工業一斉調査なしには）絶対に不可能なこと」⁽⁸⁾であった。また年間生産額1,000 ルーブリ以上という基準は「あまりにも低く、またあまりにも大ざっぱ」であって、それ以上の生産額をもつ工業作業場の「全部を完全に記録するなどということは、警察を通じて情報をあつめるばかりには、考えるだけでもこっけい」⁽⁹⁾であった。年間生産額2,000 ルーブリ以上という基準の妥当性に関しては、特にふれていない。

1895年6月7日付の通達が示した工場の定義はどうであろうか。レーニンの評価は次の如くである。①労働者に、作業場内、作業場外、臨時雇等の区別がなく、15人以上という場合、そのうちのどれを示すのか不明である。作業場外の労働者数をすべて把握することは、当時の情報収集組織の下では不可能であった。従って、作業場内の労働者数15人以上としなければならない⁽¹⁰⁾。②ボイラー又は蒸気機関を有する工業作業場を工場とするのは正しい。「蒸気の応用は、機械制大工場の発展にとって実際に特徴的なことであるから、この標識はもっとも厳密なものであり、これを選び出したことはきわめて有効である。」⁽¹¹⁾ ③その他の機械的な原動機をもつ作業場を工場に入れるのはまちがっている。この指標はあいまいで、水力、風力、馬力を利用する原動機やさらには踏車等を備えた作業場までが含まれることになる。そのような作業場をすべて収録するのは不可能である⁽¹²⁾。④工場的設備を有すること、という基準は絶対に不明確である⁽¹³⁾。

このような批判・検討の上に立って、レーニンは次の基準が工場の定義として比較的妥当であるとしている。つまり、作業場内の労働者数が15人以上であるか又は蒸気機関を設置していること、これである。この基準は「かなりよく選びだされていて、「どんなばあいにも拡張されなければならないと考える。」⁽¹⁴⁾ ところがレーニンは、他の箇所で、別の基準を採用している。すなわち、労働者数16人以上を有する作業場を工場

と定義しているのである。その場合、作業場内の労働者数であることを特に明示していない⁽¹⁵⁾。この基準が「もっとも正確なものと考える。なぜなら、16人以上の労働者をもつ作業場が工場のうちにはいることは、わが国の工場統計のさまざまな方針にとっても、またすべての生産部門にとっても、疑いの余地がなかったからである。」⁽¹⁶⁾どちらの定義がより優れているのか、または相互に互換性があるのか、レーニンは明確に述べていて、両者を併用している⁽¹⁷⁾。それに、蒸気機関の指標はさておいて、レーニンが、労働者数15人以上又は16人以上を基準とする根拠は、若干の工場統計や大蔵省の解説でその基準が採用されていること、および当時の工場報告収集制度の下ではそれ以上の作業場が比較的もれなく記録されているであろうということ、の2点である。いわば、情況証拠と推測にもとづいているのである。その推測の根拠は示されていない。

では本当に、工場統計は労働者数——作業場内と作業場外との区別を今は問わないとして——15人又は16人以上の作業場を比較的脱漏なく収録していたのであろうか。工場統計を他の文献（著書、統計、アルヒーフ等）と比較することによって直接それを検討する手段を、残念ながら今のところ持ちあわせていない。しかし、間接的ではあるが、政府の情報収集網が労働者数15人又は16人以上の工場作業場を比較的もれなく掌握していたであろう、と推測させる根拠はある。それは、ロシアの税制に求められる。

18・19世紀のロシアでは、商工業の営業に対して直接税が課されていた。その場合、商工業企業の所有者をいくつかのグループに分類し、それぞれに課税するという方法がとられた。例えば、1785年には、商人身分の者は、所有する企業の申告「資本金」額によって3つの階層 Гильдияに区分されていた⁽¹⁸⁾。

第1階層 1万ルーピー以上5万ルーピー未満

第2階層 5千ルーピー以上1万ルーピー未満

第3階層 1千ルーピー以上5千ルーピー未満

各階層によって営業上の権限が異なり、また作業場の呼び方も違った。第1と第2の階層に属する商人身分の者が所有する工業作業場は фабр-

ロシア工場統計についての一考察

ика, завод (工場) と呼ばれ, 第3階層のそれは стан (工房) と称せられた⁽¹⁹⁾。つまり, фабрика, завод は比較的大きな作業場を意味したのである。

1824年に, 蔵相カソクリンが税制改革を行なう。その結果, 商工業に従事する者は, 申告「資本金」額に基づいて分類された資格を, 每年取得しなければならなくなつた。例えば, 商人身分の場合, 第1階層の資格取得料が2,200ルーブリ, 第2階層のそれが880ルーブリ, 第3階層が220ルーブリであった⁽²⁰⁾。さらに, 第3階層に属する者は, 作業場で雇うことの出来る労働者数を32人未満と制限されたのである。また都市細民身分⁽²¹⁾の者は, 成人ならば8人以内, 15才以下の子供ならば16人以内の労働者しか雇えず, もし労働者数が16人を越えたら, 商人身分の資格を取得しなければならなかつた⁽²²⁾。かくして, 16人という労働者数が, 税制上, 作業場を比較的大きなものと小さなものとに区分する基準として, 副次的ではあるが用いられるようになつたのである。

この傾向は, 19世紀後半になって益々顕著になってゆく。労働者数が16人を越える作業場はもっぱら фабрик, завод と呼ばれ, その上, 商人身分の資格を取得するためには, 蒸気力又は水力を動力とする機械装置の設置が不可欠の条件とされるようになる。いっぽう, 労働者数が16人より少ない作業場では, そのような機械装置の有無が特に問題とならず, 作業場の呼称もきわめて多様であった⁽²³⁾。このような趨勢の下で, 1898年に新しい税制が制定される。課税のための等級表は, もはや申告「資本金」額でなく, 雇用労働者数と機械的な原動機とを指標として, 工業企業を分類していた。そこでは, 15人という労働者数がひとつ区切りとして用いられていた⁽²⁴⁾。

税制の変遷は次のことを物語っている。工業に対する課税において, 労働者数16人という規模が, 作業場を区分するうえで, 1824年以降次第にひとつの重要な境界線になつていったのである。そして19世紀末以後は, その線が15人となる。このような情況を背景として, 政府とりわけ大蔵省は徵税上, 労働者数15人又は16人以上の作業場を可能な限り掌握するべく, 努力を払つたであろうと考えられる。

以上が, 大蔵省で出版する工場統計に, 労働者数15人又は16人以上の

工業作業場が比較的もれなく収録されていたと推測する根拠である。

最後に、労働者数15人又は16人以上という基準と、年間生産額2,000ルーブリ以上の基準とを比較検討してみよう。これについては、В.И.ボヴィキンが興味ある研究を行なっている。それによれば、年間生産額2,000ルーブリ以上の工業作業場数のほうは、労働者数16人以上のそれよりも、おしなべて多いということがわかる⁽²⁵⁾。特に、皮革、毛皮、煉瓦、石灰、セメント、食料品等の製造業において、前者の数が後者よりも大巾に増加する⁽²⁶⁾。よって、作業場の規模としては、年間生産額2,000ルーブリよりも労働者数16人のほうが、一般に大きいといえるであろう。従って、年間生産額2,000ルーブリ以上であるが、労働者数16人未満という小規模の作業場が多数存在し、そのような作業場が比較的脱漏なく工場統計に収録されたという保証はない、ということになる。

〔註〕

- (1) Ю. Я. Рыбаков. Указ. соч., стр. 17
- (2) Указатель Фабрик и заводов Европейской России с Царством Польским и Великим Княжеством Финляндским. Спб., 1881, стр. IV
- (3) 『全集』第3卷, 477ページ
- (4) 同, 第4卷, 8~9ページ
- (5) 同, 9ページ。傍点はレーニン。
- なお、訳語「機械的な原動機」は、邦訳『レーニン全集』では「動力機械」となっているが、改めた。原語は *механические двигатели* である。
- (6) 『全集』第4卷, 16ページ。
この統計の原書名は《Фабрично-заводская промышленность России. Перечень Фабрик и заводов.》である。
これを、邦訳『レーニン全集』第3卷では「工場一覧表」と訳し、第4卷では「工場総覧」と訳している。訳語の統一が望まれる。本稿では第4卷の訳を用いた。
- (7) Статистические сведения о Фабриках и заводах по производствам, необложенным акцизом за 1900 год. Спб., 1903, стр. I
なお、和田氏は労働者数15名以下の作業場が除外されるとしておられる（和田春樹「近代ロシア社会の発展構造(2)」、『社会科学研究』第17卷、第3号、115ページ）が「15人未満」ではないだろうか。つまり、統計表から除外されるのが労働者数15人未満の作業場で、従って、労働者数15人以上の作業場が統計に含まれることになる。Справочники по истории дореволюционной России. Изд. 2-е. М., 1978, стр. 131では「15人以上」となっている。

ロシア工場統計についての一考察

- (8) 『全集』, 第4卷, 8ページ
- (9) 同, 9ページ。傍点はレーニン。
- (10) 同, 10~11ページ
- (11) 同, 11ページ
- (12) 同, 11ページ
- (13) 同, 11ページ
- (14) 同, 37ページ
- (15) 同, 16~17ページ
- (16) 同, 第3卷, 489ページ
- (17) 例えば, 前者の定義は『全集』第3卷, 432ページで, 後者の定義は『全集』第4卷, 16ページで用いられている。
- (18) Ю. Я. Рыбаков, Указ, соч., стр, 226
- (19) Там же, стр. 17-8
- (20) Там же, стр, 227-8
- (21) 原語は мещанинである。訳語は有馬氏の見解によった。くわしくは, 有馬達郎, 前掲書, 19ページを参照されたい。
- (22) Ю. Я. Рыбаков, Указ, соч., стр. 19
- (23) Там же, стр. 22-3
- (24) Там же, стр. 233
- (25) В. И. Бобыкин. Концентрация производства в тяжелой промышленности России в конце 19 века. «Вестник Московского Университета», 1965, №. 1, стр. 69.
- (26) Там же, стр. 70

V むすびにかえて

以上の検討の結果, 次のように言えるのであろう。

最初にあげた工場統計の諸欠陥のうち, ①, ②, ③, ④, ⑦については, 少くとも19世紀末までの工場報告収集制度をみる限り, 克服の可能性はない。

しかし, 1890年代半ばの諸改革によって, 欠陥⑤と⑥に対して一応の解決がはかられる。また工場監督官の参加によって, 欠陥③と④が多少なりとも改善されたと期待することは出来よう。それに, 欠陥⑦に関して, かなり妥当性を有すると思われる工場の基準が, 90年代半ば以後, 工場統計を編集する際に採用されるようになる。

その意味で, 1890年代半ば以後の工場統計は, それ以前のものと比べて信頼度が高いといえる。

では、90年代半ば以前の工場統計においては、諸欠陥の克服の可能性がまったくないのだろうか。それは決して不可能でない。というのは、工場統計に、各工場毎の個表が掲載されているからである。個表の記述事項には、労働者数、蒸気機関の有無、主要な製品名、生産額も含まれている。従って、相当煩雑な作業であるが、それぞれの個表を検討して、混入している他分野の工場を除き、工業部門の分類の不適当な点を改めることによって、欠陥①と②をかなりの程度克服することが出来る。これは、90年代半ば以後の工場統計についても同様のことがいえる。また、一定規模以上の作業場だけを取り出すことも出来る。

その場合、基準が問題になるが、労働者数15人以上という基準が最も妥当であると思われる。その理由は、第1に、すでに検討した如く、労働者数15人（又は16人）以上の作業場が、工場統計に比較的もれなく収録されていると考えられること、第2に、90年代半ば以後の工場統計が労働者数15人以上という基準を採用しているため、各統計の比較可能性を獲得すること、の2点である。このようにして、欠陥⑦の克服も可能である。

但し、ここで確定した「工場の定義」は、前述の如く、当時の工場報告収集制度の下で、最低限どの範囲までの工業作業場が、比較的脱漏なく工場統計に収録されたか、という観点からのものである。労働者数15人以上の工業作業場が、資本主義的機械制生産の担い手としての工場に相当する、ということを意味するものではない。この観点からは、蒸気機関についての指標が重要なところ。

はじめに述べたように、本稿での考察をふまえて、今後、19世紀後半～20世紀初頭の工場統計を加工・分析してゆきたい。

A Study of Russian Factory Statistics

Shoichi TOMIOKA

Contents

- I. Introduction
- II. Defects of factory statistics and their causes
- III. The system of collecting materials for factory statistics
- IV. Definition of "factory"
- V. Conclusion